

2017年5月号

担当：宗 佳瑩・平出

## 企業所得税確定申告における

### 優遇税制の享受に伴う手続き（許可制から届出制へ）

現在、各企業では2016年度の企業所得税確定申告手続きを行っていると思いますが、税制上の各種優遇税制を享受するにあたっては、もともと「許可制」であったものが、現在はほとんどが「届出制」に変わっています。「許可制」のときは、申告する前に適用の可否を明確にできていたものが、「届出制」になったことにより、納税者がそれぞれの制度を正しく理解したうえで、自己の責任で申告を行なうことが必要になり、実際の適用の可否は申告後に税務当局がチェックすることになります。そのため、誤った理解・処理により申告税額が過少になっていた場合には、修正申告等の手続きが必要になりますので、優遇税制適用に際して納税者である企業側は、より慎重に手続きを行うことが求められることになります。

また優遇税制適用にあたっては、「目録」に届出不要を明確にしたものを除き、確定申告書提出に先立って事前に「備案表（届出書）」を提出して税務局印章のある控えを取得する必要がありますので注意が必要です。

#### I：企業所得税優遇事項備案表提出手続き

減免税項目のうち「届出類」に該当するものについても、制度によっては、初めて適用を受けようとする事業年度の確定申告手続き前に、その提供を受けようとする優遇政策の種類・名称、優遇政策を享受する資格を有することを証明する批准文書の名称・批准番号、状況説明等を記載した「企業所得税優遇事項備案表（附件2）」を所轄税務機関に提出して、税務機関の印章のある控えを取得する必要があります。

複数の異なる優遇税制を享受しようとする場合、または項目ごとに税額を算出する優遇税制（例：研究開発費加算控除、所得減免項目及び環境保護、省エネ、安全生産等の専用設備等の購入による優遇措置）については、それぞれ個別に届出を行なう必要があります。

また、届出は「一般届出」と「変更届出」の2種類があり、「一般届出」は優遇税制を初めて享受するときに行う届出手続きであり、「変更届出」は複数年に跨って定期的な減免税優遇を享受する企業について下記の状況が生じたときに行う手続きです。

- (一) 引き続き優遇事項に符合するが内容に変更が生じた場合：  
変更発生日より15日以内に変更届出を行うこと。
- (二) 優遇事項に符合しないことになったため企業が自ら優遇税制の享受を停止する場合  
《〈企業所得税優遇政策事項弁理弁法〉公告》（国家税務総局公告2015年第76号）

#### II：減免所得税優遇明細表の記入・提出

過年度において既に適用を受けている優遇税制について、2016年度の確定申告期間においても継続して適用を受けようとする項目についても、企業確定申告書の中の「減免所得税優遇

明細表」書式に適用を受ける項目に減免を受ける金額を記載して提出する必要があるという点にも注意が必要です。

### Ⅲ：申告書提出後の税務機関による審査と関連資料の保存

「認可制」から「届出制」の変更により、企業が優遇税制を享受する場合、税務機関は企業の納税申告表、届出書類及びその他税金徴収情報又は第三者納税情報等を基に、確定申告書が提出されたあとに企業の優遇税制適用の信憑性と合法性を審査することになりますので、企業としては税務機関の規定に従って、優遇税制適用に関する関連資料（適用資格を証明する書類、契約書、協議書、証書、計算資料等）を根拠文書として保管しておく必要があります（資料の詳細は「目録」参照）。関連資料の保管期限は原則として優遇税制享受後の10年間とされています。

また、税務機関が企業からの資料を審査した結果、優遇税制の適用条件に符合しないと判断した場合には、過少申告分についてすみやかに修正申告をする必要があります、徴収管理法に基づき罰金を課されるケースもありえます。

2016年12月末、国家税務総局は《減免税政策コード目録》を585項目に更新しています。《減免税政策コード目録》（以下「コード目録」と称する）には増値税、消費税、営業税、企業所得税、個人所得税、資源税、不動産税、都市維持建設税、印紙税、契税、都市土地使用税、土地増値税、車両船舶税、車両取得税、耕地占用税、教育費付加と文化事業建設費等が含まれています。

《減免税政策コード目録》公布の関連リンク：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n1465977/n1466012/c2002204/content.html>

《税收减免管理弁法》公布の関連リンク：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n1465977/n1466032/c1813219/content.html>

【外商投資企業に適用される企業所得税の主な優遇政策】（2017年5月8日現在）

目録番号	収入種類	減免税政策分類	減免性質コード	政策名称	優遇項目	減免項目名称	関連政策
219	企業所得税	民生改善	04012704	《中华人民共和国企业所得税法》 中华人民共和国主席令第63号	第三十条第二款	身体障害者又は国家に奨励されるその他従業員雇用に関わる給与の加算控除、	《财政部 国家税务总局关于安置残疾人员就业有关企业所得税优惠政策问题的通知》（财税〔2009〕70号）第一条
241	企業所得税	小型微利益企業発展促進	04049904	《中华人民共和国企业所得税法》 中华人民共和国主席令第63号	第二十八条第一款	条件に符合する小型微利益企業に対して企業所得税20%の税率で徴収	
267	企業所得税	その他各事業支持	04129920	《中华人民共和国企业所得税法》 中华人民共和国主席令第63号		固定資産又はソフトの購入に対して加速度減価償却又は償却が可能（技術進歩等）	
268	企業所得税	その他各事業支持	04129921	《财政部 国家税务总局关于完善固定资产加速折旧企业所得税政策的通知》 财税〔2014〕75号	第一、二条	固定資産加速度減価償却又は一括控除が可能（2014年以降新規定）	《财政部 国家税务总局关于完善固定资产加速折旧企业所得税政策的通知》（财税〔2014〕75号）第一条第2款
269	企業所得税	その他各事業支持	04129922	《财政部 国家税务总局关于企业所得税若干优惠政策的的通知》 财税〔2008〕1号	第四条	2008年以前の利益を原資とした配当は企業所得税免税	